

産業統計部会の審議状況について(報告)  
(農業経営統計調査の変更)

資料3

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
1 今回の変更に至る背景事情の確認	○ ある程度の期間における継続的な実施を想定して、前回変更(令和3年答申)がなされたにもかかわらず、2年あまりで、大きな計画変更が申請されたことから、その背景事情を確認  ＜別紙参照＞	●				<p><b>・農林水産省の説明</b></p> <p>① 調査対象者の高齢化や実査の担い手の不足等調査をとりまく環境が厳しい状況の中、一層の統計調査の効率化や報告者の負担軽減が喫緊の課題となっており、 ② 更に、昨今の資材価格の高騰を受け、調査結果の早期公表が求められている</p> <p>今回の申請は、これらの課題にスピード感を持って対応するために、報告者負担を考慮した調査の見直し、民間委託による事務負担の軽減、公表早期化を図るもの</p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b></p> <p>◆ 資材価格高騰対策に求められるスピード感と、本調査の公表の早期化とを、同じ俎上で議論すべき話なのか。本調査の公表を2か月早期化することが、資材価格高騰への対応の答えになるのか。 ◆ 公表の早期化について、資材価格高騰以外にも理由があるのか。 ◆ 公表を早期化するために、民間委託が必要というロジックになっているように見えるが、民間委託することで早期化が図れるのか。仮に、そうだとすると、問題は結果精度の維持ではないのか。 ◆ 今回の公表早期化は、営農類型別経営調査のみが念頭におかれているが、生産費調査は早期化されないのか。</p>
2 計画の変更 (1)調査系統・調査方法の一部変更  ※専ら、営農類型別経営調査のみの報告者に係る変更。 営農類型別経営調査と生産費調査の報告者を兼ねている報告者については、基本的に変更なし	<p>① 地方農政局等(注)を經由して行っていた調査に民間委託を導入</p> <p>(注)地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター</p> <p>② ①の変更に合わせて、調査票の配布・回収について、職員・調査員が関与する方法を改め、郵送を基本にする</p>	●	●	●	<p><b>・引続き審議</b></p> <p>(農林水産省からは、①民間委託の範囲や、②民間事業者に対して「サポート」を予定している内容例、③原則郵送・自計調査(現在は80%以上の報告者について、他計調査で実施)に変更するに当たっての対応などについて説明がなされた。)</p> <p>しかし、①本調査における業務内容についての現行・民間委託後の比較、②委託後における農林水産省から民間事業者・報告者への「サポート」内容について詳細をまとめ、それに基づき、民間委託後における安定的な調査実施が見込まれるかどうかについて、再度審議することとなった。)</p> <p>(注)自計調査：報告者自らが調査票に記入等する方法 他計調査：職員や調査員が聞き取り等により行う方法</p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b></p> <p>《第1回》</p> <p>◆ 原則郵送調査とのことであるが、農林水産省は、民間調査員の設置は必須と考えているのか。 ◆ 前回変更時に出ていなかった民間委託が、なぜ、今のタイミングで出てきたのか。 ◆ 職員や専門調査員が手厚く対応して成り立っている調査について、受託できる事業者はあるのか。事業者への教育も短期間では難しいのではないのか。 ◆ 報告者の8割以上について、他計調査で行われているものを、自計調査に変更して、正確に回答できるのか疑問。自計調査になることで、逆に報告者負担は増えるのではないのか。 ◆ 農林水産省は、報告者及び民間事業者へサポートする旨説明しているが、個別工程ごとに現在実施しているサポートと、今後予定しているサポートを整理してもらいたい。 ◆ 自計調査を原則とする場合、どのようなエラーチェックを考えているのか。 ◆ 今回の変更直後においては、職員によるサポートを行うことが可能かもしれないが、それを今後も継続することは容易ではない。また、報告者への支援策とされているプレプリントも、標本替え(令和9年調査)の際にはプレプリントできるデータは存在しない。 ◆ 今回の変更は、次回標本替えに向けて、報告者が変わらない中間年で試行調査を行おうとしているように見える。 ◆ 95%以上の回収を継続したいという農林水産省の意向は理解するが、実際にそこまで至らない場合を想定した対応は考えているのか。 ◆ 調査計画上、農林水産省の専門調査員と民間事業者の調査員が書き分けられておらず分かりにくい。</p>	

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
						<p>《第3回》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和9年調査時に標本の選定替えを伴う新たな体系になることを踏まえると、それに向けて令和6年調査から民間委託を導入し、検証とノウハウの蓄積を行う必要があることは理解した。</li> <li>◆今回、営農類型別経営調査のみ民間委託を導入し、生産費調査について行わないのは、前者が決算書類の転記部分が多いことから、民間委託になじむと判断したと理解してよいか。</li> <li>◆民間委託により事務負担を軽減できるという印象があるが、効果が得られるのは、何回か調査を継続した後であって、導入直後は逆に事務負担が増えるという理解の方がよい。</li> <li>◆調査方法を大きく変えた場合、結果に影響を与え、継続性が担保しにくいことが多いため、品質の確認体制が重要。本来であれば、段階的に民間委託を導入し、その影響を確認しつつ、民間委託を拡大するのが望ましい。今回の変更により、民間委託による郵送・自計調査に移行するグループと、従来の方法により行うグループに分かれることから、双方の情報を活用して、民間委託導入による結果の検証を行えないか</li> <li>◆郵送で提出された調査票の疑義照会はどのように行うのか。調査項目の多い本調査について、報告者の手元に控えがたい状態で照会は難しいのではないか。</li> <li>◆民間事業者に調査員を設置させる際の基礎情報として、現状における専門調査員の人数はどれくらいか。</li> </ul>
	③ オンライン回答について、e-Surveyの利用を追加		●			<p>・<b>適当と整理</b>  (今回の変更により、データ入力及びエラーチェックについても民間委託化を予定している中、e-Surveyが有する審査機能を活用することで、調査事務の効率化に資する。)</p>
	④ 次回標本替えに向けての対応		●	●		<p>・<b>引続き審議</b></p> <p>【委員等からの主な意見】  ◆次回の標本選定替えがなされる令和9年調査以降については、標本選定など、更なる民間委託の拡大を想定しているのか。</p>
(2)調査事項の変更	① 調査事項の整理・削減		●	●		<p>・<b>引続き審議</b></p> <p>【委員等からの主な意見】  ◆調査事項を見直す際の考え方や、調査事項の追加・削除等の判断基準などを含め、調査事項の検討プロセスについて明確化してほしい。  ◆令和9年調査に向けて、調査事項を整理するに当たっては、具体的な基準が必要  ◆調査のデジタル化に当たり、その難しさが、報告者側の対応にあるのであれば、今後の進展は難しいのではないか。</p>
	② 個人経営体用調査票について、令和4年調査から導入したロングフォーム(詳細調査票)・ショートフォーム(基本調査票)を統合		●			<p>・<b>適当と整理</b>  (民間委託に伴う事務の効率化を図るため、ロングフォーム又はショートフォームの配り分けを取りやめて、従前のロングフォームに一本化しつつ、一部の項目については、回答者を限定することで、ショートフォームとしての負担軽減の効果も残そうとするものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】  ◆「統合」というと、全く新たな調査票を創設する印象を持ってしまうため、答申の際は誤解のない表現にする必要がある。</p>
	③ プレプリント事項の拡充(一部を除くほぼ全ての項目について、前回の回答データと今回の回答欄を併記)		●			<p>・<b>おおむね適当と整理</b>  (自計中心の調査方法に変更するに当たり、報告者への記入支援として有効であるとともに、疑義照会を含む審査の効率化にも資するものであること。ただし、プレプリントの拡大による審査の考え方の整理が必要、また、標本の選定替えが行われる令和9年調査の際には、プレプリントする情報がないことから、報告者への手厚い支援が必要)</p> <p>【委員等からの主な意見】  ・プレプリントの拡大により、これまでにはなかった審査ロジックの追加が必要  ・令和9年体系に移行する際の初年度はプレプリントする項目がないことに留意が必要</p>

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
(3)集計事項の変更	○ 指定品目の集計について、品目に特化した集計から、単一経営の経営体の集計に変更		●			<p><b>・おおむね適当と整理</b> (特定の品目を主に作付している経営体を対象とした集計となることで、実態に近い結果となると思われること)</p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b> ◆変更前後において、異なる内容の集計になっており、接続しないことを利活用上の留意事項として丁寧に説明・周知することが必要</p>
(4)調査時期の変更	○ 個人経営体・法人経営体で分かれていた調査票の配布・回収の時期を基本的に統一		●			<p><b>・おおむね適当と整理</b> (民間委託の導入に当たり、調査票の配布・収集の時期を集中することにより、受託事業者における事務処理の集中・効率化を図ろうとするものであること。)</p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b> ◆調査票の配布から回収までの期間を3か月から1か月に短縮する理由は何か。 ◆法人経営体については、現行どおり、経営体ごとの決算期間に合わせて配布・回収した方が、円滑ではないのか。 ◆e-Surveyを回答内容の簡易審査のツールとして使用することだが、審査の段階では、追加の確認事項が想定よりも多く出現することが、しばしばある。調査票配布のタイミングを早める選択肢もあるのではないか。</p>
(5)公表時期の変更	○ 令和4年調査の際に、調査実施年の10月から12月に繰り下げた概要の公表時期を10月に戻す		●	●		<p><b>・引き続き審議</b></p> <p><b>【委員等からの主な意見】</b> ◆今回、民間委託の導入を始め、調査事項や実施時期の変更など、大規模な計画変更が予定されており、不測の事態が起こる可能性があることを考えると、このタイミングで、早期化まで計画に追加するのは、事務処理のスケジュールとして無理があるのではないか。 ◆公表早期化の理由に資材価格高騰の影響把握を挙げているが、それは本来、月次調査のような動態調査により迅速かつ継続的に把握・対応すべき事項であり、年次調査で、1年以上前のデータである本調査により対応するという説明は納得し難い。 ◆調査票の回収から公表に至る作業工程ごとの所要時間について、変更前後の比較をしたい。 ◆公表時期を計画よりも早める旨をあらかじめ周知した上で、早期公表することも可能なので、調査計画上の公表時期の前倒しにこだわる必要はないのではないか。</p>
3 過去の答申(※)における「今後の課題」への対応状況  (※)平成30年11月22日	○ 農業経営体全体の推計方法の妥当性等について、ベンチマーク更新時に検証・検討		●			<p><b>・課題を今後引き継ぐことを確認</b> (次回ベンチマーク更新が、2025年農林業センサスの情報が使えるようになってからであることから、課題として申し送る。)</p>

※部会日程

- ・第1回(第119回産業統計部会):令和6年1月29日(月)に開催
- ・第2回(第120回産業統計部会):令和6年2月9日(金)に開催
- ・第3回(第121回産業統計部会):令和6年2月19日(月)に開催
- ・第4回(第122回産業統計部会):令和6年3月18日(月)に開催予定